

章 大項目 小項目
前文

条例の趣旨等

今回の宿題までの意見をまとめたもの

ID:1~13

1 目的

・この条例は誇りを持って後世につなげていく高森町の地方自治、そして自立・自律の地域経営の確立を目指すものです。
 ・この条例は、多様な考えを持った町民ひとりひとりの意思が反映できる町民参加のまちづくりの確立を目指し、それを後世へつなげていくことを目指します。
 ・この条例で町、議会、町民、コミュニティなど、地域経営に参画する皆さんの役割と責任を明らかにします。
 ・この条例は、住民自治のさらなる拡大を目指します。

高森町が目指すべき「自治」とはどのようなもの？

そのための自治基本条例は、どのような位置づけ？
 ・住民自治の拡大
 ・条例によって町民が行政をコントロール

・住民自治の拡大を前文に使うとすれば、主旨・意思がもっと網羅的に書かれるべきでは。住民自治だけでは足りない。
 ・人任せではなく自分たちが一歩踏み出すニュアンスが加わると良い。
 ・条例となると堅苦しくなってしまう。一般住民はなくても良いと思っている。解り易い形が良いと思う。
 ・大杉先生が言っていたような、これまでの高森町のまちづくりの確認を明記する。(前文でもよい)
 ・自治の基本理念と基本原則、自治運営(経営)の仕組みを定めるものであること。
 ・議会および町長等の役割と責任を明らかにするとともに、住民自治による協働のまちづくりを推進し、本来の地方自治の実現を図ることを目的とする。
 ・住民自治には町民、住所を有する事業者、NPO、自治組織等、まちづくりの主役となるべきものすべてを含む。
 ・ここでは当条例の趣旨とともに、その位置づけを明確にするべきだと思います。住民自治の拡大という目的のために、「住民が町を律する(町が住民に対して定めたものではない)条例」である旨を示したいと思います。「町が住民に」ではなく、「住民の幸福のために住民自治の拡大があり、そのために住民が町を律する条例である」点を明確に記したいと思います。
 ・主体的な参画へのニュアンスを
 ・町の在り方を決める権利は町に住むひとりひとりで。=意識のうながし。
 ・地域の自治体(自治会?)に参加していない町民が20%あり、こうした住民をどのように位置づけるのか。
 ・自治会に加入していなくても町政に参加できるような可能性を表現するか？(排除ではなく、可能性を開く)
 ・考え方のみで無く、色々な就業形態、生活形態(家族構成含む)をも認め合い、それぞれの立場で町政に参加できることを担保したい。
 ・好き勝手にいいと思っている人はいないと思うが、人との関わりの中で生きざるを得ないのだから、地域自治体に入らない20%のまとまりを作ったらどうか？
 ・高森町は、今までも自治活動に対する負担増の意見がある。この条例によって負担がまた増加すると言った感じは避けなくてはならないと思う。(条例全部に対して配慮する)
 ・条例となると堅苦しい感じになると思う。全ての人にはとても無理だが、ある程度の人に共感を有するものにするのが大事では。(条例全部に対して配慮する)
 ・町づくりの将来像にブレがあると、足下の変化にナーバスになりやすい。そのためにその場その場の対応に追われたり、逆に将来像のあやふやさ故にかたくなになつたりもする。柔らかい枝は柔軟に進むべき方向に生長するが堅い枝は折れやすい。(行政経営、町長・職員役割の項目へ)

2-1 定義

町民

・町内に住所を有する者(以下「町民」という。)、町内の事業所若しくは事務所に勤務する者、町内の学校に在学する者、町内に不動産を所有する者又は町内で事業活動その他まちづくりに関する活動を行う者としてします。

町民の定義
 ・どこまでを範囲とするか？

・町、子ども、コミュニティなど、もう少し明確にする必要がある。
 ・そこまで広げていいものなのか。町に住民票がある方だけでいいのでは。
 ・「など」とはせずに、確定する。
 ・町内に住む、町内で働く、学ぶ、活動する人
 ・土地・建物だけを持っている人(名義のみで存在しない人)を対象にするかは、要検討(税金を払っているのが対象となる?)

ID:14

町長等

・執行機関及び地方公営企業の管理者をいいます。

・「町」と言ったことも行政区を指すのか、組織を指すのかなど、明確にしていく必要あり。

ID:15

コミュニティ

・高森町のコミュニティは、自治組織等の地縁による団体をはじめ、NPO法人や公共的課題解決に取り組む各種まちづくり団体その他これらに類する団体をいいます。

コミュニティの定義はどうする？
 ・地縁型組織と志縁型組織
 ・どこまでを含める？

自治組織に対する考え方はどうする？
 ・コミュニティの一つ？
 ・自治会未加入者はどうなる？

・目的、見ている方向は同じ、だが手段は多様でよい(強みを活かす)
 ・コミュニティについて。目的が大切ということを確認に。入り方・参加の仕方にも多様性がある。小さい規模、身近な取り組みでもOK。
 ・地域(空間)コミュニティと共に、共通の課題でつながる「使命共同体」的なコミュニティも明確に位置づけたい。
 ・課題でつながるコミュニティの参加の道筋が描ければ、自治の可能性も広がるのでは。
 ・趣味団体などは論外だが、PTA(保護者会)なども一定条件の下で検討しても良いのではないだろうか。

ID:16

地域経営

・高森町の経営は行政や議会だけが行うものでなく、町民ひとりひとりを始め、自治組織・NPO・各種まちづくり団体などのコミュニティそして民間企業などが、それぞれの強みを活かし補完しあう中で、相互につながりあい、住民の福祉(住民の安心・安全・幸せ)の増進を目指すものと位置付けます。

地域経営という考え方は、このような定義でいいのか？
 ・住民参加に絞る？
 ・それとも地域経営についてきちんと整理する？

・自治体経営と地域経営があり、どちらに視点を置くべきなのか？地域経営となると広範囲になると思うが…
 ・地域経営の最も重要な一面は、地域産業の活性化と生産性の向上と思われる。財政的な基盤の上に立ち、住民の幸せを考えることも大切だ。住民福祉の増進は地域経営の一部であり、それが目的として目指すものかは、わからない。
 ・民間経営の考えかたも少しは導入してもいいのではないかと。(現在の町の状況を解り易く知ってもらうために必要。)
 ・経営というどうしても金銭的なイメージが先行してしまう。みんなで生活をより良くしていく、豊かに生きていく営みを何かわかりやすい言葉で表現できればいいんだけど。
 ・行政の経営だけでなく、地域経営は両輪だと思う。その重なり部分に財政的な向上。ここが膨らめば幸福感が増す。

ID:17

高森人

・高森人とは、自らの地域を知ることが、郷土愛や誇りを育てます。また、これからのまちづくりとは、人と人がつながることが重要になります。高森人とは、そのような郷土愛や誇りを持ち、人と人がつながりお互いを認め合う町民のことを言います。

「高森人」という表現は、使わない方向で。
 ただし、町民が共に学び合うという、当初の報告書からの意見はどうする？
 →そもそも条例には入れない？
 →このような人を育てる部分は原則の中には入れない？
 →どういう項目名にする？

・条例にこうした意味を持つ枠組みを作るべきではないと思う。条例以外の解説書などで表現すべきではないか？全ての人が同じ気持ちになり、条例を規範として生きることには無理がある。
 ・「高森人」をあまり強く出し帰属意識を持たせすぎるとマイナス面も出てくる。
 ・高森に住む人としての誇り。強くなりすぎず上手に使っていく。
 ・「誇り」まで行かなくても「高森が好き」「好きであってほしい」ぐらいで良いのでは？高森町の人的資源が把握できるとよい(検定)。
 ・嫌いでいいのでは。
 ・あえて定義する必要があるか疑問。
 ・高森町人であることの誇り・愛着・アイデンティティをそれぞれが持つようになればよい(心)内)
 ・町の景観(ゴミがない)、まちづくりのシステム、住民の町政への参加姿勢、おもてなしの心など、それぞれに磨きをかけて全てをブランド化していく一つとして、「人」もブランド化されればよい。(自ら言うものでなく、他から認められるもの=高森への憧れ、住んでみたいと思うようになる)
 ・高森人が時間と共に具象化され育っていけばいいと思います。その意味でも、町民、住民に代わる高森人はいいいと思いますが、読み方は？
 ・勤務などの関係で、一時的に高森に住むことになった人にも、生活環境の改善や地域住民とのコミュニケーションの充実などを図るために、どんな人でも参加しやすい方がよい？(将来もう一度、積極的に住みたくなる様な、温かい接し方が大事ではないだろうか)

ID:18

章 大項目 小項目

条例の趣旨等

今回の宿題までの意見をまとめたもの

2-2 基本理念・基本原則

ID: 19

情報共有の原則

・高森町が目指す地域経営の確立には、わたしたち町民の主体的な活動が基本であり、そのために地域経営に関する情報を共有することを基本に進めなければなりません。

情報に関しては

- ・知る権利、までにしておくか？
- ・町民の能動的な活用まで含む？

・情報の受け手のスタンスも問題。情報は与えられるものであると共に、求め、活かすもの。「共有」とはどんなものを明らかにする必要も。
 ・自らが情報を得るための方法を明記する必要は？これは重要なことと考えます。情報の開示については住民の成熟度にあわせて進めるべきと思う。何でもかんでもあけっぴろにすればよいとも思わない。

ID: 20

地域経営への参加

・わたしたち町民は、地域経営の主体であり、地域経営に参加する権利を持っています。

・町民は地域経営への主体との意味は理解できるが、住民は議会や職員に付託しているわけだから、あまり主体を誇張すると住民意識と遊離してしまうのではないかな。
 ・上記の意見に賛成です。それと参加原則はいいのですが、その道筋をどうするか？
 ・基本原則:町を動かしていく主人公は、「町民一人一人」それは基本。
 ・町民を主体とすることはそんなに難しいことか？ぜひ、入れたい。

ID: 21

高森人の育成

・わたしたち町民は、今までの自治の取組を伝承し、さらに住民自治の拡充に向けて自己研鑽し、またそれを後世に伝えていく「高森人」の育成に努めます。

「高森人」という表現は、使わない方向で。
 ただし、町民が共に学び合うという、当初の報告書からの精神はどうする？
 →条例には入れない？
 →このような人を育てる部分は原則の中には入れない？
 →もし入れるとしたら、どういう項目名にする？

・高森の住民はほかの自治体と違った人々を育てようとしているのか。こうした面での強調は反発を招くのではないかな。住民にはあるがままでよいとの意識はだめなのか。
 ・社会力を育てるという視点はどうか？地域で人を育て社会全体が良くなっていくことが大切。異文化、多様性、違いを認める寛容さ、柔軟さ。
 「高森人」と町民の違いは？妙な議論にならないか？
 「愛国心」を彷彿するような表現で良いのか。一つ間違えればそう感じてしまうかも。基本構想基本計画の施策で実施していく。
 「育てる」という表現よりも、「一人ひとりの成長発展が町の発展につながる」という表現？自ら学ぶことを基本に据えたら？
 平和に暮らせる町であるか？
 ・育ちあえるとう視点

ID: 21

※人材育成

・高森町に生まれてよかったという思いが必要。強要ではなく自発的発言が必要。
 ・交流から創造、成長発展へとつながるので重要。
 ・町政に対して関心を持てるような学びは、大切な機会だと思います。
 ・深く知る楽しさを知る機会をつくる。

3 情報共有の推進

ID: 22

情報の共有

・わたしたち町民は地域経営に関する情報を取得する権利を持っています。

情報に関しては

- ・知る権利、までにしておくか？
- ・町民の能動的な活用まで含む？

・「情報を知る権利」を持っているという書きの方が良い。
 ・「高森人」はやはり町民とは一線を画したいですね。高森というコミュニティに存在する、一人ひとりが希求する理想像の一断面？
 ・機密保護法との関係は？
 ・アナログ・インターネットなど、年齢的に差別なく情報を得よう努力する。(活字媒体の再評価も必要)
 ・職員のみならず、町民みんなが入手できるように(日頃から、小さな声にも意識を持つ)
 ・潜在化している、だけど重要な情報(例えば誰それが困っているとか)の入手とその扱い
 ・意志決定過程を追跡できる、透明化、見えるように
 ・やはり受信者のスタンスも記す必要があるのでは。

ID: 34

情報の発信

・わたしたち町民は、一人一人が町の魅力を伝える媒介として、誇りを持って町の魅力を内外に発信するように努力します。

ID: 35-40

個人情報の保護

・町は、個人の権利・利益が侵害されないよう、個人情報の収集、利用、提供、適正管理等について、必要な措置を講じなければなりません。

・情報の共有、公開、提供の前提として、個人情報の保護(適正な取り扱い)を定める。

4 地域経営への参加の推進

ID: 79

地域経営の総合調整としての町の役割

・町は、地域経営の総合調整役として認識し、町民をはじめ地域経営に関わる主体の力を引き出すよう機能します。

・町民の潜在ニーズを探る・調整し、それを活かす施策を探る・持っている力を発揮できる場づくり、などを盛り込むと具体的か？

ID: 41-50

町政への参加の推進

・町は、多種多様な町民の力を活かし、そのための意見等を町政経営に反映させるために、町政への参加制度の体系的な整備及び参加拡充のための方策を図るよう努めます。

5 「高森人」の育成

ID: 18

「高森人」という表現は、使わない方向で。
 ただし、町民が共に学び合うという、当初の報告書からの意見はどうする？
 →そもそも条例には入れない？
 →このような人を育てる部分は原則の中には入れない？
 →もし入れるとしたら、どういう項目名にする？

6 町民の役割と責務

ID: 23

町民の役割と責務

・(案)わたしたち町民は、地域経営の主体であることを自覚し、その活動において、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。※要検討

町民の責務は必要・不要？

・疑問。憲法で認められた表現の自由とか難しい問題を起こすのではないかな。表現を工夫する必要はある。
 ・不参加・参加で差別されない条文は必須(ニセコの事例)
 ・町民の責任を入れるか否か⇒重要な議論のポイント⇒町民の皆さんに問うてみたい
 ・自己責任、という表記は「やるな」「言うな」と言っているのと同じではないか⇒町が責任をとるような形はとれないか？
 ・町民の皆さんの中には、これ以上何を責任を持つのか。また、なぜ責任を持たなければならないか、はっきりしない方が大多数であると思う。必要となすときにある条例と言うスタンスも必要ではないか。
 ・発言や行動という形でなくても、まちづくりに参加できる方法を明記できないか？
 ・自治組織に入るメリット、デメリットがある。自治組織に入っている人にどんなサービス(メリット)があるか。逆に差別的なものはあっても良いのでは？「自治組織加入は町民の義務」

章 大項目 小項目 条例の趣旨等

今回の宿題までの意見をまとめたもの

ID:84-87

事業者の役割と責務

事業者(町内で事業活動を行うものをいう。)は、地域経営の担い手の一員であることを認識し、他の地域経営の主体と連携し、社会的課題の解決に寄与するよう努めます。

・企業の役割は大きい
・企業とは経済的存在である前に、社会的存在である。
・何が何でも町内の事業者を優先するのではなく、客観的な判断の下に町内事業者を利用して、事業者の成長を促しましょう。(余談です)

こどもの地域経営への参加

こどもは、今そして未来の自治の担い手として、地域経営に参画する権利を持っています。

ID:51

こどもの地域経営への参加についてどこまで入れ込むか？

・こどもの意見⇒カタチになると自信になる。町政への参加権の年齢を引き下げたりできると良い
・子供を育てるのは大人の義務。子どもたちからも大人は学ぶ。子どもの視点かや完成を学ぶ、活かせるような内容があると良い。
・こどもの参加は良いこと。でも子どもの言葉を理解できる大人が必要。
・未来議会も良いが、年一回ぐらいの町幹部との懇談会の開催も良いのでは。
・役割として、義務、責任、自覚、努力、尊重、協力、などの言い方があり、適切に使用する。
・左に賛成ですが、迎合は良くない。主体性を育むという点は重要ですが、それは教育の場。まちづくりの場での活かし方は考える必要があると思います。
・小さな声や少数の意見でも聞くと、話し合いのできる役職・職員。

7 コミュニティの役割と責務

コミュニティの役割と責務

わたしたち町民は、町内にある各コミュニティの重要な担い手として自覚し、そのコミュニティに参加し、公共的課題解決に取り組むよう努めます。
・どのコミュニティもコミュニケーションの場の創出に努め、相互理解と協力の意識の育てることを目指します。

ID:59-78

・コミュニティの位置付けは？自治組織はどう位置づける？
・そもそも、高森町のコミュニティや自治組織は何を目的にする？

自治組織に対する考え方はどうする？
・自治基本条例の中で、どう位置づける？

・自治組織(例えば新田地区)とコミュニティ団体を同じ枠の中でくくるのはやめるべきではないか。自治組織は小さくとも住民の選挙で組織され、報酬を得ながら仕事として活動を行っている。おのずと個人的な判断ではなく組織として目的を持って動かざるを得ない。
・高森町の自治会の在り方は自治基本条例の動きとは別、との考え方は賛成できない。逆に基本条例の中で大きな役割を担うべきと思う。
・コミュニティの目的をよりわかりやすく。暮らしやすい
・コミュニティ=相互扶助、セーフティネットなどという視点をもっと強調されるべき。
・コミュニティへの参加促進は、先ほどの参加・不参加による差別をしないというところの矛盾するのではないか
・それぞれの主体の義務・役割を平均化することは大切。例えば自治会間で費用負担10倍などの差があるのは果たしてよいのか？行政のコントロールは必要ではないか？
・今まで自治組織の位置づけがあいまいだったのが、条例施行によって明確化になる。各委員の皆さんから意見が出ているが、基本的なルール作りが必要となるし、透明性および明確化が課題。また若い女性のとあるが、男社会の自治組織の中で、どのように女性力の活用を求めているか、また女性の意識改革が必要。
・会社もコミュニティだし。
・自治組織の管理運営そのものが、様々な立場の住民の意志が反映された物となっているのだろうか？ 様々な立場の住民の意思を反映できる組織として、コミュニティの存在意義を見直しても良いのではないか。
・全ての町民は、何らかの属性を持っていると考えられる。(町に対しての発言力のあるなしを問わず) 積極性が高いか低いかで判断せずとも、「無関心」な人は居ないと心得なければいけないと思う。

コミュニティへの支援

町は、各コミュニティ団体の「自治」「自立」を尊重し、必要に応じてその活動を促進する支援を行うことができます。

ID:80

・「自立」とは、より多くの関係性を構築することの一文を。
・「自立」とは多くの助けてくれる人、物を作ることの一文を
・やはりここでも自立とは「多彩な関係性の構築」の一文を

8 議会の役割と責務

※議会の基本的役割・議会運営・議員の責務

ID:103-111

・基本条例のメンバーの皆さんから意見を頂き、議会全体で検討すればいいのかな。
・町民にとっての議会の役割、位置づけを明らかにしたい。

9 町の役割と責務

町長の役割と責務

・町長は、住民自治の拡大を実現するために、目指す町の姿を明確にし、町政に関する住民の意思を的確に反映させなくてはなりません。
・町長は、その権限及び責任を自覚し、政策意思決定の過程を説明する責任を追い、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。
・町長は、町民の信託(代議制としての信頼)にこたえるために、町の代表者としてこの条例の理念を遵守し、公正かつ誠実に町政を運営しなければなりません。

ID:88-91

・首長の権力行使が問題となるケースが少しはあるが、「町長、パカなことはしなさんな。あなたは先ず町民のことだけを考えなさい。」位の感じで良いのでは。
・町長(町)への制約、抑制的な部分に関してはどう扱ったらいいのかな？

・首長の役割をどのように示すか？

職員の役割と責務

・職員は、住民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
・職員は常に学ぶ姿勢を忘れず、「長期的視点」「俯瞰視点」「専門的視点」を持ち、高い志を持って創造的な地域経営のために職務を遂行しなければなりません。
・職員は、住民起点の発想及び公共の福祉の増進を基本に、担当業務や職層を超えた組織体制の確立に努力します。
・職員は、住民起点の発想及び公共の福祉の増進を基本に、業種を超えた公共的課題解決のネットワークの形成に努力します。

ID:92-102

・役場の職員の規範的な条項は基本条例として触れるべきではないと思う。役場は一つの組織体として長である町長の責務を明らかにすれば、おのずと職員の規範が浮き出されてくるはずである。
・上記に同感。「町民生活向上の責務に努めます。」位の範囲でよいのでは。

・町長の責務だけでよい？職員の項目は必要ない？

10 行政経営

計画的な行政経営

町は、町における総合的かつ計画的な地域経営を図るための計画をこの条例の趣旨にのっとり策定、実施するとともに、新たな需要にも対応できるよう柔軟に対応しなければなりません。

ID:112-113

・住民自治の基本的基礎になる。多くの町民に参加していただく仕組み、また気運の醸成が一番重要となる。また各事業の情報公開が基本となり、解り易い説明(現状・将来のシミュレーション)が必要。そのためにも削減目標金額も必要では。
・ここはどの程度まで必要か？
・自治組織からの提案の手段に注目・検討する事に終始せず、提案の根源・本質を読み取り、効果のある手法で解決・実現させるような事業展開が出来るような、お互いのあり方を検討する必要を感じる。

経営視点の組織風土の確立

町は、現状を把握し、そこから町のあるべき姿を明らかにし、それに向かって町政を運営する創造的な組織風土の確立に努めなくてはなりません。

行政評価

町は、これらの成果や達成度について検証を行い、その結果を町民にわかりやすく公表することに努めなければなりません。

・行政経営に関して、どこまで表現する？

財政運営

町長は、前項の計画結果を施策及び事業に適切に反映させ、これに基づいた予算及び決算その他財政に関する事項について町民にわかりやすく説明する責任を負います。
・町は、持続可能な地域経営の確立をめざし、財政の健全化に努めるものとします。

提案等への対応する仕組み

町は町民から意見・提案・要望等があったときは、その可否の判断およびその理由を明らかにし応答しなければなりません。

ID:29-30

・画一化、マニュアル化してしまうと柔軟性がなくなりよくないと思います。

章	大項目	小項目	条例の趣旨等	今回の宿題までの意見をまとめたもの
11	連携			
		町民の交流	<p>・わたしたち町民は、文化、学術、産業、経済、スポーツ等に関する取り組みを通じて、町外の人々と交流し、そこで得た知見や経験を高森町の地域経営に活用するよう努力します。</p>	<p>ID: 53-57</p> <p>・町外との連携(交流)、国県との連携についても記述した方が良いと思われる。</p>
		広域連携	<p>・町は、町民の福祉の向上や町の自治力向上を念頭に置き、他の地方公共団体と共通する目的の達成及び共通の課題解決に向けて、積極的にその連携を進めます。</p>	<p>ID: 102</p> <p>・町外との連携(交流)、国県との連携についても記述した方が良いと思われる。</p>
12	基本条例の位置付け		<p>・(案)自治体における最高法規という位置づけ</p>	<p>ID: 116</p>
13	本条例の見直し		<p>・町は、町政がこの条例の趣旨に基づき経営されているかどうか検証し、この条例について必要な見直しを検討するための委員会を設置します。</p> <p>・町は、この条例の施行の日から〇年を超えない期間ごとに、前項の検討の結果に基づいて必要な対策を行うようにします。</p>	<p>ID: 114</p> <p>・問題点がなければそれでいいので、定期的(2~3年)開催</p> <p>・短視眼的な見直しに終始しないよう(右往左往しないよう)、長期的な方針に従った見直しが出来るといい方法の検討が必要。足下が硬直し先がぶれているような形にならず、足下は柔軟で吸収性に富み、先は何時も目標を向いている様に。</p>
	その他の意見			<p>・住民投票に関しては意見が分かれる。時期尚早。</p> <p>・町外との連携(交流)、国県との連携についても記述した方が良いと思われる。</p> <p>・No.22~No.102までを再整理して提示いただいた方がよい。(わかりにくい)</p> <p>【総合的な意見】</p> <p>・全体的に「リーダーを育成する」ような視点の条例だと感じている。一方で、フォローアップも重要ではないか。リーダーシップを発揮することはできないが、リーダーが決めたことに対して、行動を起こすことで参加できる人もいる。そういうことに関する記述が出てくると良い。</p> <p>・目的とか想いなど…対話の中から本質を明らかにしようとする姿勢も必要か。</p>